

○浜田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

平成 25 年 9 月 27 日

条例第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市民の負託を受け、市民の代表として議会活動を行う浜田市議会議員（以下「議員」という。）の責務に鑑み、議員が会議等を長期間欠席し、又は議会への市民の信頼に反した場合における議員報酬及び期末手当の支給に関し、浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 36 号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議等 浜田市議会会議規則（平成 17 年浜田市議会規則第 1 号）に規定する会議、議員の派遣及び協議又は調整を行うための場並びに浜田市議会委員会条例（平成 17 年浜田市条例第 306 号）に規定する常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び委員の派遣をいう。
- (2) 公務上の災害等 浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 48 号）に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。

(議員報酬の減額)

第 3 条 議員が一の任期中において、公務上の災害等その他議長が適当と認める理由以外の理由により、一の浜田市議会定例会（以下「定例会」という。）の初日からその次の定例会の最終日（以下「2 回目の定例会最終日」という。）までの間の全ての会議等を欠席したときは、当該議員の議員報酬の月額、議員報酬条例第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する額、当該議員が欠席した 2 回目の定例会最終日の属する月の翌月から起算して、次の表の左欄に掲げる当該議員が引き続き欠席している期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

議員が引き続き欠席している期間の区分	割合
1 年を経過するまで	100 分の 80
1 年を経過した後	100 分の 60

- 2 前項の規定による議員報酬の減額は、当該議員が欠席した 2 回目の定例会最終日の次に会議等に出席した日の属する月までの議員報酬について

適用する。

（期末手当の減額）

第4条 6月1日又は12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）において、前条第1項の規定により議員報酬が減額されている議員の当該基準日に係る期末手当の額は、議員報酬条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する額に当該議員の議員報酬に適用されている前条第1項の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

（議員報酬の支給停止）

第5条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたとき（当該議員が議員の資格を有する前に当該処分を受け、それが継続しているときを含む。）は、当該議員の議員報酬は、議員報酬条例第3条の規定にかかわらず、当該処分を受けた日（当該議員が議員の資格を有する前に当該処分を受け、それが継続しているときは、その資格を有した日。以下この項において同じ。）から当該処分を解かれた（保釈による場合を除く。）日までその月の現日数を基礎として日割りにより計算し、当該処分を受けた日の属する月からその支給を停止する。

2 前項の規定により議員報酬の支給を停止する場合において、その月の議員報酬の支給日が差し迫っていることにより当該支給を停止することができないとき、又は既にその月の議員報酬が支給されているときは、翌月以降の議員報酬又は期末手当から当該支給を停止すべき額を控除するものとする。ただし、議員の辞職その他の理由により翌月以降の議員報酬又は期末手当から当該支給を停止すべき額を控除することができないときは、当該控除することができないことにより生じた過払金の返還を求めないものとする。

（期末手当の支給停止）

第6条 基準日において、前条第1項の規定により議員報酬の支給が停止されている議員の当該基準日に係る期末手当は、議員報酬条例第4条の規定にかかわらず、その支給を停止する。

（停止している議員報酬及び期末手当の支給）

第7条 第5条第1項又は前条の規定により支給を停止している議員報酬及び期末手当は、当該支給の停止の理由となった刑事事件につき公訴を提起しない処分があったとき、又は当該支給の停止の理由となった刑事事件の無罪判決（同様の効果を有する判決及び決定を含む。以下この条において

同じ。)が確定したときは、その処分又は無罪判決が確定した日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。当該議員が辞職等によりその資格を失っているときも、また同様とする。

(停止している議員報酬及び期末手当の不支給)

第8条 第5条第1項又は第6条の規定により支給を停止している議員報酬及び期末手当は、当該支給の停止の理由となった刑事事件につき有罪判決が確定したときは、議員報酬条例第2条から第4条までの規定にかかわらず、支給しない。

(期末手当の不支給)

第9条 基準日以前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬の不支給があった議員の当該基準日に係る期末手当は、議員報酬条例第4条の規定にかかわらず、支給しない。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。